

市内産農畜産物を活用されている飲食店の皆様

# よこはま地産地消サポート店

## 募 集 中 !



<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/nochi/kauaji/ajiwau/ajiwau.html>

### 市内産の農畜産物をメニューに取り入れている飲食店等を PR します！

横浜市では、地産地消を進めるために、市内産農畜産物をメニューに取り入れている飲食店等を「よこはま地産地消サポート店」として登録します。

登録後、サポート店の情報を横浜市のホームページ等で紹介します。

登録後、地産地消が推進されることを目的として活動を支援します。

※本事業については、毎年度、予算の範囲内で実施しますので、予算が終了した時点で申請の受付を終了させていただきます。

※地産地消とは、その地域でとれたものをその地域で消費すること

\*よこはま地産地消サポート店の仕組み\*\*\*\*\*

#### 1 登録の対象となる飲食店等

対象となる飲食店等は、市内にある食品衛生法の飲食店営業等の必要な許可を受けている店舗で、次の項目に当てはまるところです。

- (1) 料理店、一般食堂、レストランなど食品を調理して利用客に飲食させる店舗
- (2) 仕出し屋、惣菜屋、弁当屋
- (3) 農産加工業者

#### 2 登録の手続き

登録申請を希望される飲食店等は、下記の書類一式(2種類)等を農業振興課へ提出してください。

① よこはま地産地消サポート店登録(変更)申請書 …… 第1号様式

② よこはま地産地消サポート店登録推薦書 …… 第2号様式

※推薦書は、市内産農畜産物を納入している生産者、出荷組合、農協、市場、仲卸業者によるものです。

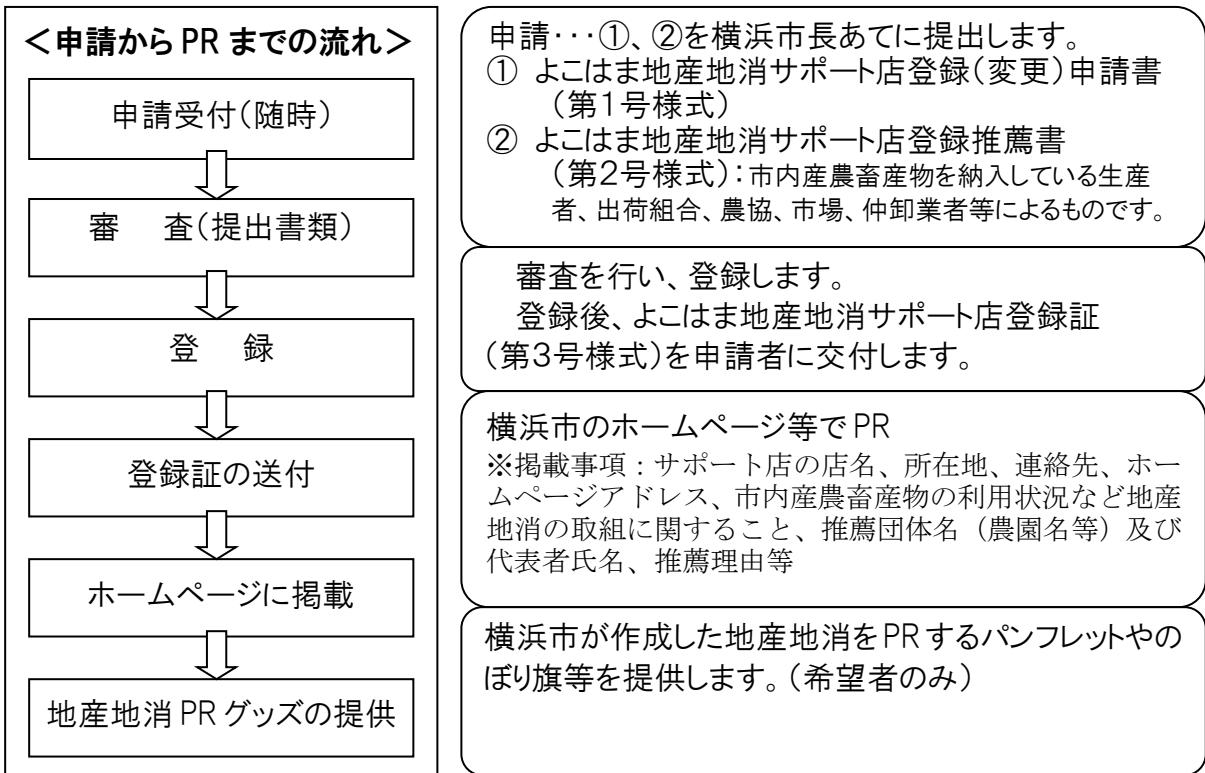
#### 申請書・推薦書の入手方法

■横浜市のホームページからダウンロードしてください。

アドレス：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/nochi/kauaji/ajiwau/ajiwau.html>

e-mail で、横浜市農業振興課宛に申請書、推薦書および写真等をお送りください。

送付先アドレス：[mk-tisantisho-news@city.yokohama.lg.jp](mailto:mk-tisantisho-news@city.yokohama.lg.jp)



### 3 登録の要件

- (1)所在地が横浜市内であること
- (2)横浜市の地産地消の趣旨に賛同し、市内産の農畜産物を活用していること
- (3)推薦者(生産者、出荷組合、農協、市場、仲卸業者)の推薦書の提出があること
- (4)市内産農畜産物を活用していることを店頭やメニューに表示していること

### 4 サポート店の役割

- (1)市内産農畜産物を積極的に活用し、市民にその良さを紹介し、地産地消の推進に努めます。
- (2)横浜市が行う地産地消の取組、調査等に協力します。

### 5 登録店への支援策

- (1)横浜市のホームページ等でPR  
ホームページに掲載する事項:サポート店の店名、所在地、連絡先、ホームページアドレス、市内産農畜産物の利用状況など地産地消の取組に関する事項、推薦者の団体名及び代表者名、推薦理由等
- (2)地産地消情報紙「はまふうどナビ」等でテーマ等に該当する場合掲載してPR
- (3)地産地消を普及啓発するパンフレットやのぼり旗等の提供
- (4)地産地消を推進する目的で活動支援します

### 6 登録期間

登録の期間は、市内産農畜産物を利用している間は有効とします。

申請の内容に変更があったときは、よこはま地産地消サポート店登録(変更)申請書をみどり環境局農業振興課宛に提出してください。

### 7 登録の取り消し

市内産農畜産物の利用をとりやめたときは、速やかに登録取消申請書(第4号様式)を提出してください。

また、登録内容等に虚偽があるときまたは食品衛生上の問題があるときは、登録を取り消します。登録の取り消しがあった場合は、ホームページから情報を削除します。